

日本医療研究開発機構が支援する研究機関における安全保障貿易管理への対応について

国際的に技術管理の重要性が高まっていることを踏まえ、日本医療研究開発機構等資金配分機関は、「統合イノベーション 戦略 2021」(令和3年6月閣議決定)において、「安全保障貿易管理の面等から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業を精査し、事業の特性を踏まえつつ、安全保障貿易管理の要件化等の対象事業の選定をした上で資金配分先の安全保障貿易管理体制の構築を求める」ことが求められています。

このため、資金配分機関からの支援による研究活動を行う研究者に対しては、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)に基づき規制されている貨物の輸出や技術の外国への提供を予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求めていますので、研究機関は、当該事務を適切に行うために必要な体制の整備等を実施してください。

なお、各事業に応募の際は、公募要領の安全保障貿易管理に関する記載をご確認下さい。

【参考:安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等を御覧下さい】

○安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用):

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル:

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も御参考下さい。

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

○安全保障貿易ガイダンス(入門編)<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

○大学・研究機関向け、及び中小企業等向けの説明会、アドバイザー派遣等事業

(大学・研究機関向け)<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>

(中小企業等向け)<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/chusho.html>